

第1回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に関する事務局の考え方

【計画策定の手順について】

委員意見	事務局の考え方
計画策定手順が不明確で、隣接県・市町村・関係部署・関係団体の意見聴取が不十分である。早急に、関係機関を関与させ、策定組織・手順を明らかにすべきである。【杉田委員】	本計画は、市町村や関係団体との意見交換、パブリックコメント、当審議会における専門家の意見を踏まえて策定します。

【東日本大震災の教訓について】

委員意見	事務局の考え方
教訓が全く示されていない。特に旭市での経験を具体的に検証し、県の災害廃棄物処理計画の検討に活かすべきである。災害廃棄物は一般廃棄物ではあるが、災害時に民間処理施設の活用は不可欠な為、災害廃棄物の集積、運搬、仮置き場、民間処理施設の処分に向けた民間業者の活用を視野に入れて、関係法令やマニュアル整備に向けた検討が必要である。また、災害に伴って発生した火災ごみの取扱いの検討も必要。【杉田委員】	本計画は、東日本大震災等の経験を踏まえて環境省が策定した、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）を踏まえた内容となっています。 特に、東日本大震災規模の大規模災害では、事前の備えが重要となるため、民間処理施設の活用方法などについて、実効性のある方法を関係団体の協力を得ながら、検討していきます。

【事前の備えについて】

委員意見	事務局の考え方
処理能力の把握、支援体制の構築、行政手続きの改善を検討し、広域対応も視野に迅速な処理を目指すべきである。他県の災害廃棄物処理計画を調査し、事前に何を準備すべきかを精査し、隣接県・市町村・関係部署・関係団体ごとに対応すべき事項をまとめて、具体化に向けた検討を行うべきである。【杉田委員】	計画案に、他県の計画を調査し、それらを参考に事前の備えとして各主体が確認しておく役割と対応を、整理しまとめています。

【推進組織の設立について】

委員意見	事務局の考え方
千葉県内関係部署・関係団体の担当者からなる組織を設立し、災害廃棄物の処理に向けて対応すべき事項をまとめて、具体化に向けた検討を行うべきである。【杉田委員】	本年5月に、県廃棄物部局、市町村・一部事務組合、関係団体の担当者による意見交換の場を設けました。 引き続き、市町村や関係団体との意見交換を行いながら検討していきます。

【協力・支援について】

委員意見	事務局の考え方
<p>建設廃棄物類似だからではなく、性状・量、処理能力、広域対応など、分別・収集・中間処理・最終処分のすべての段階で、民間事業者の協力が不可欠である。他県の災害廃棄物処理計画を参考に、民間企業に何を協力頂く必要があるのかを精査し、事前に協定を締結して、何かあった時に業務を速やかに発注できるように具体化策を検討する必要がある。</p> <p>【杉田委員】</p>	<p>計画案に県内市町村、都道府県、国及び関係団体との協力・支援について、実施すべき内容をまとめています。</p>
<p>災害の規模と種類に応じて、災害廃棄物を県内で処理できる場合もあれば、隣接県に協力を要請する場合、隣接県も災害にあつて広域に対応をお願いする場合もあるので、規模に応じた対応を想定して、市町村・隣接県・広域対応を視野に入れた形で、協力要請の方法や事前準備、災害時の対応といった各段階で、何をすべきかを検討のうえ、明確にしておく必要がある。さらに、隣接県から災害廃棄物の協力要請を受けた場合の対応についても検討し、明確にした上で、要請時に適切に対応できるようにすべきである。</p> <p>【杉田委員】</p>	

【発災量の推計について】

委員意見	事務局の考え方
<p>ゾーン区分別の建物構造の差と被害状況の差はどのように把握されているのか。</p> <p>【杉田委員】</p>	<p>建物構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造ごとに全壊・半壊棟数を算出しています。</p> <p>発災量は、地域特性を踏まえ、ゾーン区分別に「延べ床面積」を用いる方法で推計しています。なお、災害廃棄物の種類ごとの発生量も、建物構造別に推計しています。</p>
<p>液状化は、被害の態様が他の災害と異なるため、分けて検討すべき。</p> <p>【香村委員】</p>	<p>液状化による建物被害は、「地震被害想定調査」において、地盤沈下量等から全壊・半壊棟数を予測しています。</p>

【地域特性等について】

委員意見	事務局の考え方
処理施設の配置及び許可品目、処理方法に着目すべきである。【杉田委員】	災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、市町村が処理することを前提に、地域区分を設定しています。 県内処理施設の配置及び許可品目等について、整理し、市町村に情報提供をしていきます。
地域特性には人口や総面積などの数値を記載し、表等で示した方が良い。【瀧委員、香村委員】	地域特性については、資料編で表を用いて示します。

【災害廃棄物対策について】

委員意見	事務局の考え方
し尿関係と汚泥ははっきりと分けた方が良い。【杉田委員】	「生活に伴う廃棄物」と「災害廃棄物」に分けて記載しました。
広域処理において、船や鉄道についてもきちんと検討した方が良い【杉田委員】	収集運搬の方法として、整理しました。

【処理困難な廃棄物】

委員意見	事務局の考え方
処理困難物（水産廃棄物、放射性物質に汚染されたもの）の処理方法についてきちんと記載していただきたい。【ふじしろ委員】	頂いたご意見を踏まえて、可能な限り計画案に整理しまとめています。
水銀については記載すべき。【杉田委員】	有害廃棄物として記載しました。

【仮置場について】

委員意見	事務局の考え方
二次仮置場は、県が関与して整備していただきたい。【杉田委員】	被災市町村から事務委託を受け、県自ら災害廃棄物を処理する場合、二次仮置場は県が整備します。

【衛生面等について】

委員意見	事務局の考え方
ボランティアや労働者の労働環境・衛生面も検討していただきたい。【瀧委員】	留意事項等として、可能な限り計画案に反映しました。
津波堆積物や浄化槽汚泥などは、衛生面にも留意すべき。【香村委員】	

【広報について】

委員意見	事務局の考え方
計画について、市町村に策定を働きかけると共に、市民にPRすべき。【井上委員】	計画案に広報事項について、反映しました。
住民への広報は事前に行うべき。【井上委員】	
石綿等の危険物について二次被害を防ぐためにも公表していただきたい。【井上委員】	

【教育・訓練について】

委員意見	事務局の考え方
教育訓練の実施主体・対象を明確にするるとともに、県と市町村の訓練等について明記しておくとのよい。【宮脇委員】	計画案に反映しました。
計画の中に災害時の対応マニュアルのようなものを作ることや、対応マニュアルを使った県職員＋市町村職員のトレーニングなども実施するようなことを記載するとなお良い。【宮脇委員】	一部、計画案に記載しました。 また、市町村における災害廃棄物対策の取組状況を踏まえながら、訓練内容や方法について検討します。
教育・訓練の一環（育成）として、この処理計画のシステムが本当に問題なく、機能し実行できるのか、7ゾーン区分ごとに実際に実施してはどうか。【井上委員】	
過去の災害廃棄物対応の経験者（災害時に派遣された職員の方、県内の災害廃棄物対応をされた方）の情報を集積し、その経験知を、廃棄物担当職員が引き継げるような仕組みがあると良い。【宮脇委員】	

【その他】

委員意見	事務局の考え方
ボランティアの交通整理はどう考えているのか。【香村委員】	計画案に、災害ボランティアセンターとの連携について記載しました。
「災害廃棄物分別ボランティア（登録）」を市町村に登録してもらい県で把握し、人材育成を行ってはどうか。【井上委員】	